

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金 公募要領 【令和2年9月】

【申請受付期間】

- ・ 令和2年8月27日（木）～ 令和3年1月31日（日）
※ 令和2年8月4日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。
- ・ 郵送（締切日必着）による提出を原則とします。なお、持参される場合は下記受付時間内にご来庁ください。

【提出・問合せ先】

菊池市経済部商工観光課商工振興係

- 住 所 : 〒861-1392 菊池市隈府 888 番地
- 電 話 : 0968-25-7223
- F A X : 0968-25-1123
- 受付時間 : 9:00~17:00/月~金曜日（閉庁日を除く）

【その他】

本公募要領のほか、補助金交付要綱・補助金に関するQ&A集を菊池市ホームページに掲載しておりますので御参照ください。

菊池市

1. 事業の目的

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一層「新しい生活様式」に沿った取組が求められる中、消費者に安心して菊池市内の店舗等を利用してもらうために、事業者の感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費を補助することにより、事業者の安全対策を後押しすることを目的とします。

2. 補助対象者

この補助金の補助対象者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者で、菊池市内に店舗等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

本補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における大分類のうち次のいずれかを営む店舗等であること。
 - ア 情報通信業
 - イ 運輸業
 - ウ 卸売り、小売業
 - エ 宿泊業、飲食サービス業
 - オ 生活関連サービス業、娯楽業
- (2) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。
- (4) 市税に未納がないこと。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)

※補助対象の上限となる中小企業の定義

「資本金又は出資金の総」と「常時使用する従業員の数」のいずれかが次の基準以下の事業者

業種	資本金又は出資金の額	常時使用する従業員の数が
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※2 これまでに市が実施した、新型コロナウイルス感染症関係の、他の補助金採択者及び支援金受給者も申請できます。

3. 補助率等

補助対象者区分ごとに、その上限額の範囲内で10分の10とします。

補助金の交付は、1事業者につき1回限りとなります。

補助対象者区分	上限額
飲食業、卸売・小売業 生活サービス業(洗濯、美容、理容、公衆浴場、マッサージ等) その他のサービス業(観光サービス、運輸、IT、情報サービス等) 娯楽業	10万円
宿泊業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受け、専ら観	客室25部屋以上 50万円
	6部屋以上25部屋未満 客室×2万円

光客が宿泊する施設を営む者	5 部屋以下	10 万円
貸切バス業 (市内の事業所に在籍する車両)	25 台以上所有	50 万円
	所有台数 25 台未満	バス台数×2 万円
タクシー業 (市内の事業所に在籍する車両)	25 台以上所有	50 万円
	所有台数 25 台未満	タクシー台数×2 万円

4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表第1に定めるもののうち、目的達成のために必要と認められるものとします。(令和2年8月4日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。)

別表第1 (第4条関係)

1 物品購入費	
① 消毒	除菌剤の噴霧装置 ・ オゾン発生装置 紫外線照射機 ・ 消毒液 除菌マット ・ 足踏み式消毒液スタンド等
② マスク	マスク ・ ゴーグル フェイスシールド ・ ヘアネット等
③ 飛沫対策	アクリル板 ・ ビニールカーテン ・ 防護スクリーン パーティション ・ カラーコーン ・ ベルトパーティション ・ フロアマーカ―等
④ 機械器具等	換気扇 ・ サーキュレーター 扇風機 ・ 空気清浄機 加湿器 ・ サーモカメラ等
⑤ その他衛生管理等	トイレ用ペーパータオル ・ 体温計 コイントレー等
2 外注費	
工事請負等	店舗改修工事 ・ 設備工事 機械器具設置工事等

※ この表に記載がなくても、感染防止対策の強化に必要なものは補助対象となります。

5. 申請手続き

申請書類は感染拡大防止の観点から、原則として次の宛先に郵送(締切日必着)してください。なお、やむを得ず持参される場合は、平日9時～17時までに商工観光課窓口までお願いします。(閉庁日を除く。)

【宛先】

〒861-1392 菊池市隈府 888 番地
菊池市役所商工観光課宛

【交付までの流れ】

① 補助金交付申請 [事業者]

↓

② 補助金交付決定通知 [市]

↓

③ 実績報告 [事業者]

↓

④ 補助金の額の確定 [市]

↓

⑤ 補助金の請求 [事業者] ※1

↓

⑥ 支払い [市]

※1 概算払いの場合は、②交付決定日以降に理由書(任意様式)を添えて請求書を提出していただく必要があります。

【申請時提出書類】

- (1) 補助交付申請書 様式第1号の1(第5条関係)
- (2) 年度事業収支予算書 様式第1の2(第5条関係)
- (3) 事業計画書(様式第1号)
- (4) 誓約書及び同意書(様式第2号)
- (5) 見積書等の写し
- (6) 客室数が確認できる書類の写し(宿泊業のみ)
- (7) 対象車両の車検証の写し(貸切バス業及びタクシー業のみ)
- (8) その他市長が必要と認める書類。

6. 審査

【審査方法】

補助金の審査は、申請時提出書類について、以下の基準に基づき行います。なお書類の不備や「補助対象者」及び「補助対象事業」の要件に合致していない場合には、その提案は失格としその後の審査を行いません。

<審査基準>

事業計画書の取組については、以下の事項を審査の基準とします。

- ① 補助事業計画は、消費者に安心して店舗等を利用してもらうための、感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費であるか。
- ② 補助事業計画は、具体的で事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- ③ 事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。(見積書との整合性)
※ 計画内容に疑問がある場合は、審査時に内容を問い合わせることがあります。

【結果の通知】

申請事業者全員に対して、交付決定の可否結果を通知します。
※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

7. 事業実施期間等

補助事業者は、補助事業等が完了したときは、30日以内には実績報告書を提出する必要があります。
また、事業実施期間は最長でも令和3年2月28日（日）までとなります。この場合、事業経費の支払いも令和3年2月28日（日）までに完了しておく必要があります。

※令和2年8月4日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。

※少しでも早く事業を実施して、お客様を受け入れる体制を強化してください。

【実績報告時提出書類】

- ・補助対象経費に係る領収書等の写し
- ・写真（購入した物品や機械装置費等の写真）
- ・施工前、施工中及びしゅん工後の写真（施設改修や機械の設置等を行う場合に限る。）
- ・その他市長が必要と認める書類

8. その他

- ・同一内容の事業について、国、県、産業毎の団体等が実施する補助金と重複して本補助金を受け取ることはできません。
- ・補助金交付の目的に従って補助事業を行ってください。
- ・虚偽申請、不正受給等が認められる場合は、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。